山形県水道ビジョン策定検討会(第1回)

平成 29年 10月 23日 (月) 14:00~16:00

あこや会館 1階ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ(山形県危機管理監)
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 山形県水道ビジョン策定検討会設置要綱について
 - (2) 会長選出について
 - (3) 会長代行の指名について
 - (4)検討会の公開について
 - (5)「山形県水道ビジョン」について
 - (6) 次回開催について
- 5 閉 会

山形県水道ビジョン策定検討会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 山形県水道ビジョンを策定するにあたり、学識経験者、水道利用者及び水道事業者から意見を聴くため、山形県水道ビジョン策定検討会(以下「検討会」という。)を置く。
- 2 検討会は、山形県水道ビジョンの策定の日まで置くものとする。

(検討事項)

- 第2条 検討会は、次に揚げる事項について検討を行うものとする。
- (1) 山形県水道ビジョンの策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、水道利用者及び水道事業者から知事が委嘱する。

(会長)

- 第4条 検討会に、会長を置く。 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 2 会長は委員の互選により定める。会長が検討会に出席できない場合は、会長があらかじ め指名する委員がその職務を代行する。
- 3 検討会では、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が座長を務める。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局等)

第6条 検討会の事務局は、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生 課に置くものとする。また、オブザーバーとして山形県企画振興部市町村課及び山形県企 業局水道事業課の職員を置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

委員名簿

國 方 敬 司	山形大学名誉教授
黒川 あゆみ	管理栄養士 (山形県栄養士会医療事業部所属)
後藤とし子	山形県消費生活団体連絡協議会会長
須 田 聡	酒田市上下水道事業管理者
太刀岡 保	株式会社フィデア総合研究所上席理事
長谷川 博 一	山形市上下水道事業管理者
三木潤一	東北公益文科大学准教授

(敬称略·五十音順)

審議会等の公開に関する指針

平成 18 年 3 月 31 日 制定 平成 18 年 4 月 1 日 施行

審議会等の公開に関する指針

1 趣旨

県の設置する審議会等が県の政策形成に果たす役割に鑑み、審議会等の設置及びその会議開催の目的の達成に支障がないよう配慮しつつ、審議会等に関する情報を公開することの意義に照らし、審議会等の公開に関する指針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、審議会等とは、地方自治法(昭和22 年法律第67 号)第138 条の4第3項に規定する附属機関及び要綱等に基づき設置されている協議会、懇話会等(県の執行機関及び議会事務局の職員以外の者が構成員に含まれているものに限る。)をいう。

3 審議会等の会議の公開

審議会等の会議の公開については、次の各号に示すところに沿って、審議会等が決定するものとする。

- (1) 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。
 - イ 情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議 会等を行う場合
 - ロ 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に 損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不利に利益を与え、若 しくは不利益を及ぼすおそれがある場合
- (2) 審議会等の会議の公開の方法は、原則として次に掲げるところによるものとする。
 - イ 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
 - ロ 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会議に傍聴席を設けるも のとする。
 - ハ 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、会議の傍 聴に係る順守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

4 審議会等の情報の公開

審議会等の情報の公開については、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に示す ところによる。

(1) 審議会等の開催予定

審議会等の日時、場所及び議題等の開催予定を、県ホームページ上で事前に公開するものとする。

- (2) 審議会等の記録等
 - イ 公開で行われた審議会等の記録等

公開で行われる審議会等については、審議会等の記録を作成し、県ホームページ上で公開するも

のとする。この場合、審議会等の記録の形態は、会議録のほか、会議録要旨によることもできるものとするが、会議録要旨による場合であっても、当該審議会等における具体的な発言内容等わかるよう、できる限り詳細な記録に努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、必要に応じて県ホームページ、情報公開窓口(行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。)又は当該審議会等を所管する各所属において適宜公開するものとする。

ロ 非公開で行われた審議会等の記録等

非公開で行われた審議会等については、議事の性質・内容に応じ、会議録、会議録要旨又は会議の概要をまとめた会議概要等を作成し、できる限り県ホームページ上で公開するよう努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、議事の性質・内容に応じ、できる限り公開で行われた 審議会等に準じた公開に努めるものとする。

ハ 審議会等の記録等の公開に当たっての留意事項

会議の記録等の公開に当たっては、山形県個人情報保護条例(平成12 年10 月県条例第62 号。 以下「個人情報保護条例」という。)の諸規定を順守するとともに、山形県情報公開条例(平成9 年12 月県条例第58 号。以下「情報公開条例」という。)第6条第1項各号に規定する不開示情報 に該当する情報の取扱いに充分留意するものとする。

5 留意事項

- (1) 審議会等は、報道機関の取材活動について配慮するものとする。
- (2) 山形県情報公開条例及び山形県個人情報保護条例の規定に基づく、審議会等に関する公文書及び個人情報の開示請求に対しては、この指針による審議会等の公開の状況にかかわらず、それぞれの条例の規定に基づき、請求の対象となる公文書及び個人情報の特定並びに開示・不開示の決定がなされるものであることに留意すること。

附則

この指針は、平成18 年4月1日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附則

この指針は、平成18 年4月24 日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。